

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【129】
2. 日時：令和4年3月30日 10時00分～11時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、千明主任安全審査官、服部（正）主任安全審査官、三浦主任安全審査官、宇田川安全審査官、服部（靖）安全審査専門職、山浦技術参与、谷口技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

小林技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他13名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当 他1名※

電源開発株式会社

原子力技術本部 設備技術室 担当※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（原子炉建物天井クレーンの耐震性についての計算書等）について、令和4年3月24日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉建物天井クレーンの耐震性についての計算書】

- ガータ中央部の曲げ（引張）応力 σ_t は、ガータ中央部の鉛直曲げモーメントによるガータ中央部の曲げ（引張）応力 σ_{Vt} とガータ中央部の水平曲げモーメントによるガータ中央部の曲げ（引張）応力 σ_{Ht} の和で算出しているが、その加算方法について時刻毎なのかそれぞれの最大値の和であるかを明らかにした上で説明すること。
- クレーン本体ガータの許容浮上り量 H_g 及びトロリの許容浮上り量 H_t の設定方法について、落下防止ラグ及びトロリストッパの断面図との関係を明らかにした上で説明すること。
- クレーンガータ鉄骨を支持する鉄骨部材について、コンクリートに覆

われていることが分かるように断面図を追加し、また、代表的な部位の高さレベル等を説明すること。

- 鋼材の材料強度について、F 値を 1.1 倍する根拠を詳細に説明すること。
- クレーンガーダ鉄骨検討用荷重について、基準地震動 S_s による地震荷重としているが、この設定の根拠を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし